

# 14 保育料・延長保育料一覧表

注2 (単位：円)

階層	世帯の階層区分 定 義	保育料の月額(1人につき)						区立保育園延長保育料の月額 (保育標準時間・1人につき)		
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間			
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税世帯を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B2	ひとり親等の世帯以外の世帯	600	600	600	600	600	600	200	200	200
D1	A階層を除き、所得割課税額が0円以外の世帯	7,400	7,300	6,800	6,700	6,800	6,700	900	900	900
D2	所得割課税額が12,000円未満である世帯	9,500	9,400	8,800	8,700	8,600	8,500	900	900	900
D3	所得割課税額が37,000円以上52,000円未満である世帯	11,300	11,200	11,200	11,100	11,100	11,000	900	900	900
D4	所得割課税額が52,000円以上82,000円未満である世帯	18,300	18,000	13,100	12,900	13,000	12,800	1,800	1,300	1,300
D5	所得割課税額が82,000円以上122,000円未満である世帯	23,000	22,700	15,500	15,300	15,400	15,200	2,300	1,500	1,500
D6	所得割課税額が122,000円以上162,000円未満である世帯	27,000	26,600	18,100	17,800	18,000	17,700	2,700	1,800	1,800
D7	所得割課税額が162,000円以上202,000円未満である世帯	29,700	29,200	20,000	19,700	19,900	19,600	2,900	2,000	1,900
D8	所得割課税額が202,000円以上220,000円未満である世帯	32,300	31,800	21,600	21,300	21,500	21,200	3,200	2,100	2,100
D9	所得割課税額が220,000円以上235,000円未満である世帯	35,700	35,100	23,500	23,200	23,300	23,000	3,500	2,300	2,300
D10	所得割課税額が235,000円以上250,000円未満である世帯	38,300	37,700	25,500	25,100	23,700	23,300	3,800	2,500	2,300
D11	所得割課税額が250,000円以上265,000円未満である世帯	40,800	40,200	27,000	26,600	24,000	23,600	4,000	2,700	2,400
D12	所得割課税額が265,000円以上280,000円未満である世帯	42,800	42,100	28,100	27,700	24,300	23,900	4,200	2,800	2,400
D13	所得割課税額が280,000円以上295,000円未満である世帯	45,500	44,800	29,800	29,300	24,700	24,300	4,500	2,900	2,400
D14	所得割課税額が295,000円以上310,000円未満である世帯	47,800	47,000	30,100	29,600	25,000	24,600	4,700	3,000	2,500
D15	所得割課税額が310,000円以上325,000円未満である世帯	50,000	49,200	30,500	30,000	25,300	24,900	5,000	3,000	2,500
D16	所得割課税額が325,000円以上340,000円未満である世帯	52,000	51,200	30,800	30,300	25,600	25,200	5,200	3,000	2,500
D17	所得割課税額が340,000円以上355,000円未満である世帯	53,500	52,600	31,300	30,800	26,100	25,700	5,300	3,100	2,600
D18	所得割課税額が355,000円以上370,000円未満である世帯	55,500	54,600	32,000	31,500	26,900	26,500	5,500	3,200	2,600
D19	所得割課税額が370,000円以上385,000円未満である世帯	57,000	56,100	32,900	32,400	27,800	27,400	5,700	3,200	2,700
D20	所得割課税額が385,000円以上400,000円未満である世帯	58,500	57,600	33,800	33,300	28,700	28,300	5,800	3,300	2,800
D21	所得割課税額が400,000円以上445,000円未満である世帯	61,000	60,000	34,700	34,200	29,600	29,100	6,100	3,400	2,900
D22	所得割課税額が445,000円以上490,000円未満である世帯	64,000	63,000	35,600	35,000	30,400	29,900	6,400	3,500	3,000
D23	所得割課税額が490,000円以上570,000円未満である世帯	67,300	66,200	36,400	35,800	31,200	30,700	6,700	3,600	3,100
D24	所得割課税額が570,000円以上650,000円未満である世帯	70,500	69,400	37,200	36,600	32,000	31,500	7,000	3,700	3,200
D25	所得割課税額が650,000円以上730,000円未満である世帯	73,000	71,800	38,000	37,400	32,800	32,300	7,300	3,800	3,200
D26	所得割課税額が730,000円以上840,000円未満である世帯	74,500	73,300	38,800	38,200	33,600	33,100	7,400	3,800	3,300
D27	所得割課税額が840,000円以上950,000円未満である世帯	76,000	74,800	39,600	39,000	34,400	33,900	7,600	3,900	3,400
D28	所得割課税額が950,000円以上1,130,000円未満である世帯	77,000	75,700	41,100	40,500	35,800	35,200	7,700	4,100	3,500
D29	所得割課税額が1,130,000円以上1,310,000円未満である世帯	78,000	76,700	42,700	42,000	37,300	36,700	7,800	4,200	3,700
D30	所得割課税額が1,310,000円以上である世帯	79,000	77,700	43,900	43,200	38,500	37,900	7,900	4,300	3,800

注1) 兄弟姉妹2人以上が保育園等(区に申込み施設および事業)に在園している(別園でも可)場合は、上のお子さんを第1子、2人目のお子さんを第2子、3人目以降のお子さんを第3子とし、第2子のお子さんの保育料は半額、第3子のお子さんの保育料は免除となります(延長保育料は除く)。認可外保育施設や小学生などの兄弟姉妹は含みません。

注2) 区立保育園以外の延長保育料は、各施設で定めています。詳しくは直接施設にお問合わせください。

※税資料の提出がなく、税額の確認ができない場合は、D30と同じ保育料になります。

※後で税資料が提出された場合は、その年度に限り、4月にさかのぼり保育料を決定し直します。

※保育料・延長保育料一覧表の税額算定は、4月から8月までの月分については前年度分、9月から3月分については当年度分の所得割課税額により行います。

※延長保育料の扱いについては、47～49ページもご覧ください。